

小児在宅医療検討小委員会設置要綱

令和4年1月7日決裁

(目的)

第1条 県は、小児在宅医療の推進に関する事項等について協議するため、小児在宅医療検討小委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- 一 小児在宅医療体制の整備に関すること
- 二 小児在宅医療を推進するための連携体制構築に関すること
- 三 その他小児在宅医療における課題に関すること

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる機関又は団体の代表者又は役職員等で10人以内をもって構成する。

- 一 周産期母子医療センター
- 二 小児科を標榜する診療所
- 三 在宅療養支援診療所
- 四 大学その他の医療従事者の養成に関する機関
- 五 地域の医療関係団体
- 六 その他の関係者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は埼玉県保健医療部医療整備課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。